

「電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程の一部改定について」

電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程（令和3年2月15日施行）

（下線部変更箇所）

改定前	改定後
<p>（記録業務受託者への委託）</p> <p>第5条 記録機関は、次に掲げる業務を、主務大臣の承認を得た上で、記録業務受託者へ委託することができる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（新設）</p>	<p>（記録業務受託者への委託）</p> <p>第5条 記録機関は、次に掲げる業務を、主務大臣の承認を得た上で、記録業務受託者へ委託することができる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7）記録機関が行う電子記録のうち、変更記録（電子記録を削除する変更記録を含む。）及び支払等記録（債権記録に記録されている支払期日において口座間送金決済の方法により行われるものを除く。）に係る記録業務</u></p>
<p>附則</p> <p>（略）</p> <p>（効力発生日）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>附則</p> <p>（略）</p> <p>（効力発生日）</p> <p>第3条（略）</p> <p>4 <u>第5条第7号の改正規定は、令和3年2月15日に効力を生じる。</u></p>